中院通村年譜稿

——中年期元和三年～八年——

日下幸男

一、はじめに

小篇は、「中院通村年譜稿—少青年期—」（『国文学論叢』三一輯）、及び「中院通村年譜稿—中年期（上）—」（『国文学論叢』四八輯）、「中院通村年譜稿—元和二年—」（『龍谷大学論集』四六二号）に引き続き、中年期のうち元和三年～八年部分を示す。凡例などは前稿を踏襲する。

二、年譜稿

元和三年丁巳〔一六一七〕　三十歳

○正月五日、通村は夜当座に出詠（『内府集』）。通村は正三位に叙さる。上卿三条実有、職事竹屋光長。同日、息通純（六歳）は従五位上に叙さる。上卿、職事とも通村に同じ（『当家伝』）。

○正月八日、通村は当座会に出詠（『内府集』）。

○正月九日、通村は高倉永慶亭会に出詠（『内府集』）。「右金吾永慶朝臣亭」。

○正月十一日、除目、通村は権中納言に任ぜらる。上卿今出河宣季、職事竹屋光長（『当家伝』）。父通勝の極位極官は正三位権中納言であり、この時点で通村は父に並んだことになる。
○正月十九日、通村は月次和歌御会始に出詠（『内府集』）。
○正月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
○二月三日、通村は内当座御会に出詠（『内府集』）。
○二月七日、通村は初卯家法楽に出詠（『内府集』）。
○二月九日、山科言緒は『源氏物語』竹河巻を書写し、通村を通じて献上す（『史料』）。
○二月十一日、通村は内当座御会に出詠（『内府集』）。
○二月二十二日、通村は水無瀬宮御法楽に出詠（『内府集』）。
○二月二十四日、通村は内月次に出詠（『内府集』）。
○二月晦日、通村は内当座御会に出詠（『内府集』）。
○三月六日、通村は夜内当座御会に出詠（『内府集』）。
○三月八日、通村は内当座御会に出詠（『内府集』）。
○三月二十四日、通村は内月次御会に出詠（『内府集』）。
●三月二十八日、菊亭晴季没、七十九歳（『史料』）。
●四月九日、冷泉為満は二十一代集を家康側室神尾氏阿茶局に贈る（『史料』）。
●四月十八日、今日故前大樹（家康）を権現として崇ぶによりて、来月下旬各下向、去月二十七日弟北畠親顕下向、日野資勝同道（『通村日記』）。
○四月二十四日、通村は内月次御会に出詠（『内府集』）。

○五月十一日、今日御学問所にて和歌御当座あり。御製二首、智仁親王二、貞清親王二、三宮（聖護院御児宮）、良恕法親王二、一条兼遐、三条公広二、中御門資胤二、烏丸光広二、広橋総光一、三条実有一、通村二、白川雅朝、水無瀬氏成二、西洞院時直、滋野井季吉、白川顕成、飛鳥井雅胤、冷泉為頼、阿野公福、五辻奉仲各一。出題雅胤。申下刻了。番衆所にて小膳あり。宮々は御学問所にて、季吉、公福など陪膳。短冊を硯蓋に置き入御。読み上げなし。内々番衆所にて雅胤取り重ねしむ。入御の後、各退散（『通村日記』）。

○五月十二日、通村は格子を上げ、召しにより御前に参る。昨夕の御製、通村詠（巻頭）、氏成の題を通村書く。鬮取で白紙一枚を加え、通村が引く。御製は夜前出来、今朝清書。題各自筆。その後退出。晩に廬山寺政祐の坊に向かう。その後金光院に向かう。長老と少し言談。未刻江戸より三条西実条上洛のこと、実条に供奉していた印盛が示す。高倉永慶、北畠親顕の書状到来。印盛伝う。今度日光山への路次、坂東太郎という川（利根川）以外の洪水とかや。四月十日十一日十二日大風甚雨にて水没箇所あり、人も多く失われるとかや。伝奏衆銀五百枚、導師銀千枚、最胤法親王同、主願僧正五百枚（『通村日記』）。

○五月十三日、未刻篠屋宗硯入来。去年十月より加賀下向、松平筑前守（前田利常）東関下向のため上洛せしむとかや。去年前田利常から求められていた源氏抄の事など言談。文字少なめ、義理分明の抄物を所望とかや。明星抄を書き遣わすべき旨示す。通村新作の抄を授与されれば祝着の由去年内々示されるが、公私共に隙なく難渋ではあるが、抄出の事心掛ける由答える。下御霊社祐好入来。江戸の事など言談。祐好父祐純法印は日光山遷宮につき下向。祐純無事の由、永慶より書中に示す。祐好への言伝。今日広橋兼勝東関上着（『通村日記』）。

●五月十四日、今日冷泉為満、平松（西洞院）時慶など上洛（『通村日記』）。

○五月二十四日、通村は内月次御会に出詠（『内府集』）。

○五月二十八日、通村は『素然詠［百首／五十首］』一冊を書写するか。宮書本元奥書に、

元和三年五月廿八日書之」

とのみあり、書写者の名はない。

●六月二日、公家衆に勅して学問技芸などを督励せらる（『史料』）。

○六月十五日、通村は今出川宣秀本を借り『非職事雲客所役秘抄』一冊を書写校合し奥書を加える。無窮会図書館本の外題に、

非職事雲客所役秘抄

羽林抄出［定能卿云々

通為卿自筆本也］

とあり、本奥書（二三オ）に、

書本云

此書者、故二条右金吾（『重隆』右傍朱筆）所抄出也。正本可在彼家（ミセケチ）而、依先年不慮事、紛失了。仍以他本書之。当他家以之、為証歟。所々本有書写之誤、能々可見歟云々。

僻字等能々可見直歟

文永八年七月日以二位中将（『教頼』右傍朱筆）殿御本書之。

弘安五年七月上旬以冷泉中将［教頼］本、書写之。（『輔イ』左傍朱筆）

右親衛亜将藤原判

正応六年癸巳四月十四日以鷹司宰相之本、書

写之了。僻字能々可校合歟。」

とあり、四二ウ四三オに、

本奥書云

正本依回録、以季実朝臣書写本、更書

写之。

本云

永仁二年十月上旬之比、写校了。此抄者、衣笠

大納言定（「能」右傍）—入道殿御抄也。子細見本

奥書、今所書写之本者、此入道殿了覚

御自筆也。

左親衛亜将校代判

抑此抄者、三位資（「家」右傍）—入道殿御時、被進

後鳥羽院、令朱点。其時被略了処（「之歟」右傍）也。

（以下二行朱筆）

右此一帖雖愚筆、以綾小路有俊入道自筆之本、令書写之訖。不審繁多—。

于時文亀元年五月九日　　侍従藤原某」（四二ウ）

右一帖綾小路中納言入道［有俊卿／号楽林□］所持

本一覧了間（「之イ」右傍）、仰重種、令書写之。件本

僻字等繁多也。書生又未練、剰不加

校合、難信用者也。静可改正而已。

長享戊申夏五上旬

権中納言藤（花押）

（以下四行通村書写校合奥書朱筆）

此一冊借請今出河黄門［宣秀］本［去元和／元年比］、同三年六月仲五於白川亭終書写之功。件本不審繁多、少々以愚推、直改之。却慙僻案誤耳。求他本、可遂校合者也［此本奥欠、求他本／可書續令脩］。

文字等異様無正体、深可秘箱底。八座親衛羽林郎水源通村」（四三オ）

とある。通為は通村祖父、白川亭は叔父雅朝邸をさす。

○六月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。

○七月四日、関白二条昭実より使者（隋身秦越前守）あり。明日武家諸家礼。白川雅朝老齢のため通村着すべきと内々実条に令され、領状。諸家官位礼節は前相国（家康）が去々年定む。三条西実条より書状到来。来る八日御月次御会。二十四日は月次の外（『通村日記』）。

○七月五日、武家諸家礼。雅朝は老齢により通村が参る（『通村日記』）。

○七月七日、通村は七夕公宴に出詠（『内府集』）。

○七月八日、通村は内月次に出詠（『内府集』）。

○七月十九日、参内。常御所南方掃除（『通村日記』）。

●七月二十一日、秀忠伏見より参内し、伏見に帰る（『史料』）。

●七月二十四日、和歌御会（『史料』）。

○八月七日、通村は石川忠総寄宿の本禅寺にて詠歌（『内府集』）。「於本禅寺石川主殿頭寄宿詠之」。
○八月二十六日、仙洞（後陽成上皇）崩御。去月二十四日腫物右肩に出現、三日四日頃より腫物に御悩み。癰疽。友輔、伯安（慶祐弟子、将軍家推薦）が治療に当たる。後に玄主座、ユウケイ（道碩弟）も治療に当たる。内薬は好安、後に延寿院玄朔、驢庵、忠安が進む。当月公家騒動し、諸社御祈禱の事、禁裏より仰せ。松尾、日吉、八幡。院中にて護摩、聖護院、曼殊院両門主。泰山府君祭、土御門泰重。本道の外科治療を尽くすと雖も、終に崩御。群臣悲涙、更に押さえ難し。御歳四十七。御辞世、

憂秋之虫乃鳴音能哀乎母今身之上尓限止曽思フ

御発句、

月乎老戸成末天愛志浮世哉

この間、日々数ヶ度、御使を進めらる。通村、滋野井季吉、高倉永慶、阿野公福など交々御使。御不和たるにより、女院に申し入る。午下刻内々衆四辻季継、通村、高倉永慶など参内。女嬬を以て長橋局に申し入る。四五人宛番衆所に伺候すべき由返答。未刻御北首の儀、三条実有など（『通村日記』）。
○九月二十日、今夜泉涌寺に行幸、御葬送。通村は永慶、季継、清閑寺共房など同道して仙洞に参る。奉行職事柳原業光（『通村日記』）。
○九月二十二日、永慶入来して曰く、山科言緒調進の素服、奉行業光より渡す。冠黒平緒、袍橡、指貫色同上、袖単大惟色同、右色目は仙洞より賜う素服。禁中の素服は無文冠、橡袍、鈍色指貫、白単。倚廬渡御の時、橡袍（諒闇の服）を着すべき由仰せ。また言緒調進の指貫の根拠をめぐって、永慶は衣服令を見直す。午刻白川より觸あり、二十三日から二十六日迄の三日間、女院御所にて法事あり、聴聞に参るべき由。日没時分般舟院に参り、焼香。帰路、本禅寺に向かう。石川主殿守源周輔（度々改名）明日東関下向の暇乞いのため。水無瀬氏成に人を遣わす。法華経（宸

筆、御代不分明）、古今序真名（伏見院）、先日見て所望により重ねて取り寄す。古今切（後撰相交）大略行成筆か。

今日二条亭に参る。関白昭実曰く、御拾骨は昨日あるかと。通村曰く、今日あるかと。先刻白川雅朝亭に使者を遣わした処、御拾骨の義談合のため三条実有入来とかや。されば今日あるべきかの由申す。昭実曰く、この事昨日在るべし。火未消の時、酒を以て火を消すとかや（『通村日記』）。

○九月二十三日、今日御拾骨の事あり、三条実有、阿野実顕など向かうとかや。未刻金光院長老（等頂詔空）の青侍、烏帽子上下、駕輿丁など借用を願う。すぐに遣わす（『通村日記』）。

○九月二十四日、今日より三日間、女院御所にて後陽成院月忌法事を行う。導師最胤親王、南光坊、四王院尊雅（万里小路惟房男）、その他大原衆以上十口。着座中御門資胤、西洞院時慶（『通村日記』）。

○九月二十五日、衣冠を着し、女院御所に参る。辰上刻法事を始む。着座中御門資胤、通村。導師は庭より階段を昇る（『通村日記』）。

●九月、幕府は公家衆・諸大名に領地の判物・朱印を与う（『史料』）。中院文書六九―五四六「秀忠朱印状写」元和三年九月十日中院宰相宛一通は未見。なお中院文書の六九―五四五～五五九までが、元和二年九月から万延元年九月に至る朱印状写である。ちなみに同五一三の「板倉伊賀守書状」元和元年九月二十三日中院宰相宛一通も領地加増に関する文書である。試みに左に写す。

山城国乙訓郡上
久世村之内、高百石
為御加増、被遣候。
当所務、可被成候。
御朱印重而申

請、可進之候。恐々
謹言
板倉伊賀守
元和元年
九月廿三日　勝重（花押）
中院宰相殿」

のごとくある。包紙「中院宰相殿」。

○十月七日、通村は家月次に出詠、また家当座会にて長雄丸〔通純〕に代って詠歌（『内府集』）。「家当座会長雄丸代」。

○十月二十四日、通村は上皇追善のために『梵網経』一巻を書写する。聖護院蔵本は通村自筆。紺紙金銀泥交筆。奥に、

此戒経〔銘宸筆〕者、迎後陽成院尽七之
聖忌、奉書写。又使六字宝号、蒙詠
歌之初句、以聊述綺語卑懐、伏冀速
依舎那本師之戒力、令證弥陀善逝
之覚位給也。
元和第三丁丑暦孟冬仲四冥
参議右近衛権中将源通村」

とあり、その後に六字宝号を冠に据えて追悼の和歌を連ねている（家集所収）。

○十月二十六日、通村は近衛信尋亭当座に出詠（『内府集』）。「右大臣近衛当座」。
●十月二十六日、上皇遺物を禁裏に移す（『史料』）。
○十二月三日、通村は内当座御会に出詠（『内府集』）。
●是歳、幕府、狩野探幽を召して絵師となす（『史料』）。

元和四年戊午〔一六一八〕　三十一歳

●正月一日、諒闇により四方拝節会を停む（『史料』）。
○正月十三日、通村は月次和歌御会始に出詠（『史料』『内府集』）。
○正月二十五日、通村は曼殊院宮月次聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
○二月一日、通村は初卯法楽家会に出詠（『内府集』）。
●二月四日、蹴鞠御会（『史料』）。
●二月六日、神龍院梵舜は公家衆のために中臣祓を講ず（『史料』）。
○二月二十五日、通村は内聖廟御法楽に出詠（『内府集』）。
○二月晦日、通村は庚申当座に出詠（『内府集』）。
○三月七日、通村は祐甫草庵当座に出詠（『内府集』）。「於祐甫草庵当座」。
○三月九日、通村は家月次当座に出詠（『内府集』）。
○閏三月四日、通村は歌会〔家月次か、歌会表記なし〕に出詠（『内府集』）。
○閏三月七日、通村は東寺観智院当座に出詠（『内府集』）。
○閏三月九日、通村は当座に出詠（『内府集』）。
●四月八日、近衛信尋は江戸に下向す（『史料』）。

○四月九日、通村は家月次会に出詠（『内府集』）。
●四月十四日、武家伝奏広橋兼勝・三条西実条は秀忠・家光と江戸城に相見る（『史料』）。
●四月二十六日、近衛信尋は秀忠・家光と江戸城に相見る（『史料』）。
●五月四日、近衛信尋は江戸を発し帰京す（『史料』）。
●六月二十一日、所司代板倉勝重は武家伝奏広橋兼勝を訪い、秀忠女和子入内のことを議す（『史料』）。
○六月二十二日、通村は家会に出詠（『内府集』）。
○六月二十二日、通村は北畠親顕亭会に出詠（『内府集』）。「北畠羽林亭」。
○六月二十四日、通村は内月次御会に出詠（『内府集』）。
○六月二十九日、通村は家月次に出詠（『内府集』）。
○九月二十四日、通村は内御会に出詠（『内府集』）。
○九月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
●九月、幕府は和子入内に依り、小堀政一・五味豊直を女御御所造営奉行と為す（『史料』）。
○十月六日、通村は内月次に出詠（『内府集』）。
○十月二十九日、通村は内五十首御続歌に出詠（『内府集』）。
○十月二十九日、通村は内月次に出詠（『内府集』）。
○十月二十九日、通村は家月次に出詠（『内府集』）。
○十一月二日、通村は北畠親顕亭会に出詠（『内府集』）。「北畠羽林親顕朝臣亭」。
●十一月三日、藤堂高虎は京都に行き、この日近衛信尋を訪う（『史料』）。和子入内の件か。
○十一月十四日、通村は家法楽に出詠（『内府集』）。

○十一月十九日、通村は私宅月次に出詠（『内府集』）。
○十一月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
●十二月二十七日、新上東門院は土御門泰重をして好仁親王の侍読たらしむ（『史料』）。

元和五年己未〔一六一九〕　三十二歳

○正月十九日、月次和歌御会始（『史料』『内府集』）。
○正月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
●正月二十八日、公家衆諸芸稽古の式日及び課目を定め、禁中においてこれを学ばしめらる（『史料』）。
●二月十四日、冷泉為満没、六十一歳（『史料』）。息為頼は八年後の寛永四年に没している。
○二月二十二日、通村は水無瀬宮御法楽に出詠（『史料』『内府集』）。
○二月二十五日、通村は内聖廟御法楽に出詠（『史料』『内府集』）。
○三月二十日、通村は月次会に出詠（『内府集』）。
○四月十五日、通村は家月次会に出詠（『内府集』）。
○四月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
○五月六日、通村は内月次に出詠（『内府集』）。
○五月十五日、通村は家月次会に出詠（『内府集』）。
○六月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
○八月六日、通村は内月次御会に出詠（『内府集』）。
●八月二十日、後陽成院三周忌、清涼殿にて御法会（『史料』）。
●九月五日、近衛信尋に勅し、藤堂高虎と謀り、和子入内の事を幕府に議せしめらる（『史料』）。

○九月九日、通村は重陽公宴に出詠（『史料』『内府集』）。

●九月十二日、藤原惺窩没、五十九歳（『史料』）。

●九月十八日、秀忠の奏請により、万里小路充房、中御門宣衡、四辻季継、高倉嗣良、堀河康胤、土御門久脩の不行跡を責め、充房を丹波篠山に、季継・嗣良を豊後に流し、宣衡・康胤・久脩の出仕を停む（『史料』）。公家の不行跡を幕府が処断するは越権行為であり、天皇に対する当てつけ行為と見られる。

●九月、板倉勝重京都所司代を退き、板倉重宗京都所司代となる（『史料』）。重宗は三十四歳。親子二代の所司代就任は異例である。

○十月六日、通村は月次公宴に出詠（『内府集』）。

●十月十八日、公家衆処罰のことにより、宸翰を近衛信尋に賜い、譲位の叡慮を伝えらる（『史料』）。

○十月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。

○十一月二日、通村は北畠親顕亭会に出詠（『内府集』）。「北畠羽林亭」。

○十一月六日、通村は『長元礼服御覧記』一通を書写する。通村自筆一通は内閣文庫蔵『中院家古文書類』二冊の内、上巻に含まれる。左端に「元和五霜六夜」とある。『中院家古文書類』については、年譜稿の寛永二年七月二十六日条を参照されたい。

●十二月五日、国母近衛前子、近衛信尋の亭より新殿に移る（『史料』）。

○十二月二十四日、通村は内月次御会に出詠（『内府集』）。

元和六年庚申〔一六二〇〕　三十三歳

●正月十九日、和歌御会始（『史料』）。

●二月十八日、新上東門院没（『史料』）。

●二月二十一日、藤堂高虎上京し、和子入内のことを斡旋す（『史料』）。
●三月十四日、京都に度々火災あるにより、改元の儀あり、旨を幕府に伝う（『史料』）。改元への動きについては、日下幸男「寛永改元について」（『日本歴史』五五二）などを参照されたい。
○三月二十三日、阿野実顕・中院通村など酒餞を献ず（『史料』）。
●四月十八日、照高院興意親王、白川の新坊に移る（『史料』）。
●四月二十二日、京都所司代板倉重宗は関白九条忠栄を訪い、和子入内のことを議す（『史料』）。
●四月二十六日、除目、通村叔父白川雅朝は神祇伯に還任さる（『史料』）。六十六歳という高齢での還任は異例のことであろう。
●五月八日、秀忠女和子上京せんとし、江戸を発す。酒井忠世、土井利勝ら扈従す（『史料』）。
●五月二十日、秀忠女和子入内せんとするにより、壬生孝亮に命じて、女御牛車の宣旨に関する旧記を調査せしめる、ついで九条忠栄、鷹司信房など女御の宣旨につき内議す（『史料』）。
●五月二十八日、秀忠女和子京都に着し、二条城に入る（『史料』）。
●六月二日、国母近衛前子を三宮に准じ、院号を中和門院という（『史料』）。この件に関しては、京大中院本『立太子之事〔通村御記〕』一冊（江戸中期写）にある。該書は①立太子之事、②慶長六年新上東門院始入内幷移徒次第、③元和六年女院院号定及女御入内など七つの部分から成っている。③の冒頭に、

元和六　〔女院御幸始　付院号定／女御入内〕
六月
二日、晴〔戊申〕度々之任吉例、院号定、可有之由、仰被出、奉行光長〔右中弁〕、上卿信尋公〔于時左大臣〕、日野新大納言、西園寺大納言、今出河中納言、阿野中納言、中院中納言、西洞院宰相、中和門、福来門、開明門

等、各申之。上卿中和門可然之由、被定。則頭中将〔季隆朝臣〕奏聞、各定詞等奏之。中和門可然之由、被仰出。各退出。

云々とある。右によれば、中和門、福来門、開明門の中から中和門院に定まったようである。

●六月二日、九条忠栄など二条城に至り、酒井忠世、土井利勝らと徳川和子入内のことを議す（『史料』）。

●六月十八日、徳川和子入内す、禁裏及び女院御所に進献あり、公家衆にも物を贈る（『史料』）。

●六月二十七日、秀忠の奏請により万里小路充房、中御門宣衡、四辻季継、高倉嗣良、堀河康胤、土御門久脩の罪を赦す（『史料』）。入内に伴う恩赦か。

○八月十六日、中院通村、土御門泰重などをして立后次第などを撰ばしめらる（『史料』）。

●八月十九日、秀忠は中和門院に御料二千石を献ず（『史料』）。

○九月二十九日、通村を石清水八幡宮に遣し、御願成就を祈らしめらる（『史料』）。

●十月七日、照高院興意親王、江戸にて没（『史料』）。

○十一月十六日、通村などに薫物を賜う（『史料』）。

●十一月二十五日、一条兼遐をして学問を励み、行儀を慎ましめらる（『史料』）。

○十一月二十八日、中和門院は阿野実顕・中院通村・土御門泰重に御茶壺口切の茶を賜う（『史料』）。

●十二月二日、土御門泰重をして『革命記』を書写せしめらる（『史料』）。来年が辛酉の年に当たり、辛酉革命の先例を調べられたものか。三月十四日の条を参照されたい。

○閏十二月十一日、叙位、通村は従二位に昇る（『史料』）。

元和七年辛酉〔一六二一〕　三十四歳

○正月七日、通村は歌会〔家月次か、歌会表記なし〕に出詠（『内府集』）。

○正月十九日、通村は内御会始に出詠（『史料』『内府集』）。
○二月八日、通村は源氏物語を進講す（『史料』）。
●二月二十四日、秀忠栄進の禁中御池釣殿文庫竣工し、書籍・楽器などを移す（『史料』）。
○二月二十五日、通村は内聖廟御法楽に出詠（『史料』『内府集』）。
●三月二十一日、家光は兵法を柳生宗矩に学ぶ、この日家光は誓詞を宗矩に与う（『史料』）。
●四月三日、日野資勝・西洞院時慶などをして源氏物語の詞を書かしめらる（『史料』）。
●四月二十六日、一条兼遐を教誡し、学問を励ましめらる（『史料』）。
●六月十四日、曼殊院良恕親王より能書七ヶ条の口訣を受けらる（『史料』）。曼殊院の資料については、新井栄蔵氏「『書』の秘伝―入木道の古典を読む―」（平凡社、一九九四年）などを参照されたい。
○六月二十五日、通村は内聖廟御法楽に出詠（『内府集』）。
○六月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
○七月七日、通村は七夕公宴に出詠（『史料』『内府集』）。
○七月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
○八月十五日、通村は放生会家法楽に出詠（『内府集』）。
●八月二十三日、勅して『皇朝類苑』を翻刻せしめられ、この日一本を土御門泰重に賜う、ついで公家衆等にもこれを賜う（『史料』）。
○九月三日、通村は土御門泰重より金子一枚を借用する。「今朝中院へ金子一枚借用申度之由被申候間、無異議借遣候、晩御出候、屢雑談申候」（『史料』『泰重卿記』）。泰重は通村とともに院の近臣。
●十月十一日、禁中御学問講あり（『史料』）。

○十月二十五日、通村は歌会〔曼殊院宮聖廟法楽か、歌会表記なし〕に出詠（『内府集』）。
●十月二十七日、日野資勝をして後柏原院御製を書写せしめらる（『史料』）。『柏玉集』については別稿に譲る。
●十一月三日、公家衆の素行に関し、雑説あり（『史料』）。
●十一月十九日、道晃親王、聖護院に入室せらる（『史料』）。道晃親王については、日下幸男編『近世初期聖護院門跡の文事―付旧蔵書目録―』（私家版、平成四年）などを参照されたい。
○十一月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。

元和八年壬戌〔一六二二〕　三十五歳

●正月一日、四方拝・節会あり（『史料』）。
●正月十一日、除目、北畠親顕を左近衛中将、岩倉具起を右近衛中将に任ず（『史料』）。
●正月十九日、和歌御会始（『史料』）。
●二月十四日、日野資勝をして後陽成院宸筆源氏物語を書写せしめらる（『史料』）。
●二月二十二日、水無瀬法楽和歌御会（『史料』）。
○二月二十五日、通村は内聖廟御法楽に出詠（『史料』『内府集』）。
○二月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
●三月六日、中和門院とともに禁苑に花を賞せらる（『史料』）。
○四月十六日、通村は内月次御会に出詠（『内府集』）。
○四月二十二日、通村は女院にて源語講釈後竟宴に詠歌（『内府集』）。「女院にて源氏物語の講釈おはりしに」。通村の源氏講釈については、日下幸男「後水尾院歌壇の源語注釈」（『源氏物語古注釈の世界』汲古書院、一九九四年）などを参照されたい。

○五月二十八日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
○六月十日、通村は岩倉具起亭にての月次私会に出詠（『内府集』）。「月次私会具起亭」。「家当座」。具起は久我宗高男。弟に英彦山座主有清、一糸和尚、千種有能（高松宮本『久我系図』）。具起の家集に『具起卿詠草』（高松宮本）などがある。具起の和歌については別稿に譲る。
●六月十六日、女御徳川和子、御深曽木の儀あり（『史料』）。
○六月二十五日、通村は内聖廟御法楽に出詠（『内府集』）。
○六月二十五日、通村は曼殊院宮聖廟法楽に出詠（『内府集』）。
●七月三日、前田利光（利常）の室徳川氏没（『史料』）。通村は、八月二日に追悼の和歌を詠む（『内府集』）。
●七月七日、七夕和歌御会（『史料』）。
●七月七日、萩原兼従に新彫『皇朝類苑』を下賜せらる（『史料』）。
○八月二日、通村は前田利光室逝去後贈られた（形見分けか）法華経の包紙に歌を書き付く（『内府集』）。「加賀相公源利当室［将軍家息女］逝去［七月三日］をくられける法華経の曩紙に」。
●八月十二日、京極高知没、五十一歳（『史料』）。高知は丹後宮津城主。嗣子高広家を嗣ぎ、三子高三は田辺を、養子高通は峯山を分領す。
○八月十五日、通村は放生会家法楽に出詠（『内府集』）。
●八月二十三日、花山院定熙孫定逸を別家として取り立て、野宮を称せしむ（『史料』）。野宮は通茂の時代に中院家と親戚となる（『中院通茂日記』）。野宮定基は通茂三男。
●九月九日、重陽和歌御会（『史料』）。
●九月二十六日、幕府は上総佐貫城主内藤政長を陸奥岩城平に移す（『史料』）。内藤政長は通村の和歌門弟。通村との

交流については、『武家尋問条々』（『近世歌学集成』上、明治書院）を参照されたい。

○十一月、通村は勅命により関東に下向する。門出に宗砌の句に返歌（『内府集』）。「十一月にはかに勅をうけ給はりて関東に下向せしに、都をたちし日、宗砌法師をくりし、出門のおりなりしかは、落句の韵はかりを和し侍りし」「おなしくかきそへてつかはしはへりし」「廿五日くれつかた鈴鹿山をこゆとて、駅路鈴声夜過山といふことを思ひて」。

○十一月十七日、通村を江戸に遣し、秀忠の江戸城本丸移転を賀せしめらる（『史料』）。

○十二月十三日、勅使通村、江戸城に秀忠に見ゆ（『史料』）。

●十二月十七日、広橋兼勝没、六十五歳（『史料』）。兼勝は前内大臣武家伝奏。

●十二月二十八日、白川雅陳を神祇伯に任ず（『史料』）。

●是歳、幕府、小堀政一を近江の奉行と為す（『史料』）。

三、まとめ

この時期（三十から三十五歳）の通村は、泰重とともに後水尾天皇の信頼を得て、朝廷内部のことに深く関与している。例えば東福門院入内、改元への関与などである。また勅命により、下向もしている。朝幕関係の中に於いて、いよいよ重みをまして行く時期と考える。

キーワード　源氏講釈、上皇追善、東福門入内、関東下向